

事後評価要領

地方公共団体が義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）を作成し、学校施設環境改善交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて事業を実施したときは、学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 文科施第 3 号。以下「交付要綱」という。）第 8 に基づき、計画期間の終了時に施設整備計画の目標達成状況について評価（以下「事後評価」という。）を行い、公表することとなっている。

事後評価は、交付金を活用した事業の成果等を検証し、交付金が有効に活用されているかを確認することを目的としており、評価結果を今後の公立義務教育諸学校等施設の整備に活用するためにも、計画期間の終了後すみやかに実施することが重要である。

また、交付金の交付を受けた事業は、関係法令等に加えて、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日付け 18 文科施第 188 号。以下「運用細目」という。）及び関係通知等に従い、適切に執行する必要があることも踏まえて、事後評価を行うこととする。

I. 事後評価の実施について

事後評価は、別添様式に沿って作成する。

1. 施設整備計画の名称

名称を記入する。

2. 計画期間

施設整備計画の計画期間（3 年以内）を記入する。

3. 事後評価の実施

（1）実施時期

事後評価の実施時期等を記入する。

事後評価は計画期間終了後すみやかに実施することに留意する。未完了の事業がある場合は別に定める様式を文部科学省に提出し、当該施設整備計画に計上した全ての事業が完了した時点で事後評価を行うものとする。

（2）評価の方法

施設整備計画に記載した評価方法に沿って、具体的に記入する。

地方公共団体による自己評価に加えて、外部有識者等を含む評価委員会を設

置する方法、又は地域住民等を対象に意見募集する等の方法により、客観的な評価を得て、今後の施設整備の参考とすることは有効である。

4. 計画全体についての総合的な所見

施設整備計画全体に対する総合的な所見を記入する。

5. 各目標の達成状況

当該施設整備計画の各目標について、それぞれ達成状況及び所見を記入する。

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

改築事業を実施した場合は、運用細目第2の12のとおり、事業完了後すみやかに危険建物等を取りこわす必要があるため、とりこわし状況について記入する。

危険建物等のとりこわしが、やむを得ず施設整備計画の計画期間後に至る場合は、とりこわし時期、とりこわし完了までの安全確保の方法及び地域住民等への周知方法等について具体的に記入する。

なお、運用細目等に規定する手続きを行わないまま危険建物等を放置した場合は、交付金の適切な執行を行っていないとみなすことがあるため留意すること。

7. 事業ごとの実施状況

施設整備計画に記載した事業の実施状況を記入する。

II. 事後評価の公表及び報告

事後評価は、交付要綱に基づき公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。）にあつては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告する必要がある。

事後評価の公表方法は、各地方公共団体が任意に定めることとする。なお、公表状況については、必要に応じてフォローアップ調査を行うことがある。

（参考）公表方法の例

- ・ 地方公共団体の広報誌等に掲載し、住民及び児童生徒等の保護者に配布
- ・ 地方公共団体のホームページに掲載
- ・ 地方公共団体の情報公開コーナー又は所管部署窓口等での閲覧

事 務 連 絡

令和3年9月3日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

施設助成課整備計画係

施設整備計画の事後評価の記入例について

「施設整備計画の事後評価について（通知）」（令和3年9月3日付け3施設助第14号施設助成課長通知）に示した事後評価の様式について、記入例を送付します。

なお、事後評価要領3.（1）において、施設整備計画期間の終了時に未完了の事業がある場合は文部科学省に「別に定める様式」を提出することとしていますが、これについては、「学校施設環境改善交付金事業の実績報告等について（通知）」（令和3年9月3日付け3施設助第13号施設助成課長通知）の年度終了実績報告書（別紙様式2及び別紙様式4）の提出をもって兼ねるものとします。

（担当）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

施設助成課整備計画係

TEL：03-6734-2466（直通）

E-mail：sisetujo@mext.go.jp

(様式1)

(文書番号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

都道府県知事又は市区町村長

〇〇 〇〇

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

〇〇市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

(担当)

〇〇市教育委員会〇〇課

住所：〇〇県〇〇市〇〇

電話：0000-00-0000

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

令和○年○月○日 評価委員会開催
令和○年○月○日 評価結果を決定

(2) 評価の方法

・外部有識者を含む評価委員会が評価する。
○○の決定により、○名の有識者による評価委員会を設置する。評価委員会は以下のスケジュールで○回開催して客観的に評価し、○○に報告する。
第1回委員会では○○について検証し、・・・
・成果指標を設定して、事業の成果を定量的に把握し、評価する。
目標ごとに以下の指標を設定し、事業の成果を分析して定量的に評価する。
○○については○○を指標とし、・・・
・施設利用者にアンケート調査を行い、調査結果を踏まえて評価する。
施設利用者に対して○○についてのアンケートを行い、調査結果を・・・
※施設整備計画に記載した事後評価に関する内容と齟齬の無いよう確認すること。

4. 総合的な所見

施設整備計画の目標は、おおむね達成できた。
特に、○×中学校の統合(改修)事業については、生徒や保護者から好感触を得ているほか、幼保連携型認定こども園として○○幼稚園を改修したことにより、市内の待機児童を○○人減少させるなど、効果を上げていると言える。
事業を実施できなかった○○小学校の○○整備については、改めて関係者と協議の上、再度計画することとする。
××小学校の改築事業は、旧校舎のとりこわし工事が未完了である。市の財源で令和○年○月までに確実に解体工事を行うこととし、人が立ち入らないよう安全を確保することとする。

5. 各目標の達成状況

(1) 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した ☒ 達成できなかった ※いずれかを選択する

【所見】

○○義務教育学校の長寿命化改良について、個別施設計画のとおり実施し、目標にある○○を実現した。
××中学校の大規模改造(老朽)事業を計画したが、○○のため事業は次年度に延期となり、実施できなかった。今後、長寿命化事業として実施する方向で新たな計画を検討する予定。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった ※いずれかを選択する

【所見】

△△小学校の改築事業を完了したところ、市内の小中学校施設の耐震化率は100%となり、目標を達成した。
学校施設に必要な防災機能について検討の上、優先度の高い□□小学校の整備を実施した。また、スロープやエレベーター、障害者用トイレの設置などバリアフリー化が完了していない◇◇小学校の整備を実施した。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった ※いずれかを選択する

【所見】

教室不足の解消を図るため、△○小学校において余裕教室を教室として使用するために必要な整備を実施した。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった ※いずれかを選択する

【所見】

□□小学校、◇◇中学校に太陽光発電設備を導入した。
また、○×中学校と△×中学校の統合にあわせて○×中学校の校舎を改修し、令和5年度に開校した。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった ※いずれかを選択する

【所見】

〇〇給食センターをドライシステムにより整備し、安全・安心な給食の提供を実現した。
〇〇中学校に武道場を整備し、市内の中学校武道場整備を完了した。
〇〇高校において実習船を建造し、産業教育の充実を図った。
〇〇幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するために改修し、市内の待機児童数を〇人から〇人に減少させるなどの成果を上げた。

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

〇〇小学校の旧校舎は、計画期間中にとりこわしを完了した。
××小学校の旧校舎は、解体工事の入札手続き中であるため、令和〇年〇月〇日までのとりこわし期限延期を申請中。
△△小学校の旧屋内運動場は、令和〇年〇月〇日付で国の登録有形文化財となったため保存することを決定した。令和〇年〇月〇日付でとりこわし免除を申請し、市の責任において耐震化するまで立入禁止及び安全確保の措置を取るとともに地域住民に危険性を周知した。

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
			事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)			
〇〇小学校(Ⅰ期工事)	(1)	01	危険改築	校	R	R3.12～R5.12	R5.3.31		
〇〇小学校(Ⅱ期工事)	(1)	01	危険改築	校	R	R3.12～R5.12	R5.12.10		R5.12.10とりこわし完了
××小学校(Ⅰ期工事)	(1)	01	危険改築	校	R	R4.6～R6.1	R5.3.31		
××小学校(Ⅱ期工事)	(1)	01	危険改築	校	R	R4.6～R6.1	R6.1.31		R6年度とりこわし予定
〇〇義務教育学校	(1)	02	長寿命化改良事業	屋	RS	R3.10～R4.3	R4.3.31		
〇×中学校	(4)	08	統合(改修)	校	R	R4.8～R5.2	R5.3.15		
△△小学校	(2)	03	(特)地震改築	屋	S	R3.11～R4.3	R4.3.31		旧施設は文化財として保存予定
〇〇給食センター	(5)	23	共同調理場(改築)	-	S	R3.6～R4.2	R4.3.31		
◇◇小学校	(2)	07	大規模改造(障害)	校	W	R5.6～R5.12	未完了	事業未完了のため繰越手続き中	
××中学校	(1)	06	大規模改造(老朽)	校	R	R4.12～R5.12		入札不調のため次年度に延期	
・			・			・			
・			・			・			
・			・			・			
・			・			・			

(別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築	
		(財)地震改築	地震財特法(Is値0.3未満)
02	長寿命化改良事業	長寿命化事業	
		予防改修事業	
03	不適格改築	不適格改築	
		(特)地震改築	地震特措法(Is値0.3未満)
		(特)地震改築(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
04	津波移転改築	津波移転改築	
05	補強	大規模改造(補強)	
		地震補強	地震特措法(Is値0.3以上)
		(特)地震補強	地震特措法(Is値0.3未満)又は地震財特法(Is値0.3未満)※
		(特)地震補強(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
06	大規模改造(老朽)	大規模改造(老朽)	
07	大規模改造(質的整備)	大規模改造(教育内容)	
		大規模改造(トイレ)	
		大規模改造(法令等)	
		大規模改造(スプリンクラー)	
		大規模改造(空調)	
		大規模改造(障害)	
		大規模改造(防犯)	
08	学校統合に伴う既存施設の改修	統合(改修)	
09	屋外環境の整備に関する事業	屋外教育環境	屋外運動場、屋外集会、屋外学習
10	木の教育環境の整備に関する事業	木の教育	木の教育環境、専用講堂
11	地域・学校連携施設の整備に関する事業	地域連携(複合型)	
12	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築	へき集、教員宿舎等	寄宿舎、集会室、教員宿舎
13	特別支援学校(幼稚部)の新增築	特支(幼・高)	寄宿舎を含む
14	特別支援学校(高等部)の新增築	特支(幼・高)	
15	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	特支(廃校・余裕教室等改修)	
16	奄美高校の増築	中等後期【沖縄・奄美】	
		高校(全日)【沖縄・奄美】	
17	幼稚園の園舎の新增築	幼稚園(幼保こども園含)	
		幼稚園(幼保こども園含)定員引下げ	
18	筑波嵩上げ	小校	
		中校	
		義務校	

※地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)における地震防災緊急事業五箇年計画又は地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)における地震対策緊急整備事業計画に基づき、それぞれ実施すること。

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
19	公害	公害改築	
		公害(防止)	
20	火山	火山改築	
		公害(降灰)	
21	産業教育施設の整備	一般施設	
		普通科等家庭科	
		専攻科	
		共同利用施設	産業教育共同利用施設
		農業経営者育成	農業経営者育成高等学校拡充整備
		実習船	
22	学校給食施設の新増築	単独校調理場(新増築)	
		共同調理場(新増築)	
23	学校給食施設の改築	単独校調理場(改築)	
		共同調理場(改築)	
24	地域スポーツセンター新改築、改造	スポーツセンター(新改築)	
		スポーツセンター(改造)	
25	地域水泳プールの新改築	屋内スイミング(一般)	
		屋内スイミング(耐震強化)	
		屋内スイミング(浄水型)	
		屋内浄水型水泳プール	
		屋外地域スイミング(浄水型)	
		屋外浄水型水泳プール	
26	地域屋外スポーツセンター新改築	屋外スポーツ(運動場)	
		屋外スポーツ(クラブハウス)	
		屋外スポーツ(照明施設)	
27	地域武道センター新改築	武道センター(柔・剣道場)	
		武道センター(弓道場)	
28	社会体育施設の耐震化	社会体育施設耐震化	構造体の耐震化、建築非構造部材の耐震対策等
29	ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業	ラグビー場(新改築・改修)	
30	社会体育施設の空調設置	社会体育施設(空調)	
31	学校水泳プール(屋外)新改築	学校水泳プール(屋外)	
32	学校水泳プール上屋新改築	学校水泳プール(上屋)	
33	学校水泳プール(屋内)新改築	学校水泳プール(屋内)	
34	学校水泳プール耐震補強	学校水泳プール耐震補強	
35	中学校武道場新改築	中学校武道場(新改築)柔・剣道場等	
		中学校武道場(新改築)弓道場	
36	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化	
37	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等	
99	その他	その他	